

子育て支援センターリニューアルに伴う子育て支援センター及び託児室「わたぐも」の一時移転(案)について

1 趣旨・背景

子育て支援センターは、乳幼児とその保護者が気軽に集い、親子の遊びや保護者同士の交流を通じて、子育てに関する不安や負担の軽減を図るとともに、相談や情報提供などを行う身近な子育て支援の拠点としての役割を担っている。

また、託児室「わたぐも」は、こどもの一時預かりを通じて、保護者の買い物や市民交流プラザでの活動等への参加を支えるなど、子育て家庭の社会参加や日常生活を支援する役割を担っている。

現在、子育て支援センターのリニューアルを令和9年9月から予定しており、整備期間中は安全確保のため現施設での運営が困難となる。

一方、これらの支援は、子育て家庭が安心して子育てをするために継続的に提供することが重要であることから、整備期間中も支援の場や託児サービスを確保する必要がある。

このため、整備期間中の安全を確保するとともに、子育て支援センター及び託児室「わたぐも」の機能を継続するため、一時的に運営場所を移転する。

2 一時移転先の概要

(1) 子育て支援センター

ア 移転先名 厚木シティプラザ6階

イ 所在地 厚木市中町1-1-3

ウ 移転期間 令和9年9月から令和10年6月まで(予定)

エ 使用方法

(ア) サイエンスホール 250 を親子の遊びや交流等を行うサロン室として使用する。

(イ) 管理室Aをファミリー・サポート・センター事業やほっとタイムサポーター事業の受付等で使用する。

(ウ) 職員事務室として、青少年課事務室を共用する。

(2) あつぎ市民交流プラザ託児室「わたぐも」

ア 移転先名 あつぎ市民交流プラザ7階 ルーム 702

イ 所在地 厚木市中町2-12-15

ウ 移転期間 令和9年9月から令和10年6月まで(予定)

エ その他

子育て支援センターのリニューアルに併せて、託児室「わたぐも」についても、アミューあつぎの低層階への移転を調整していることから、移転までの間、あつぎ市民交流プラザ7階に一時的に機能を移転する。

3 移転先の選定理由

(1) 子育て支援センター

- ア 親子の遊びや交流の場に加え、相談、情報提供等を行うために必要な一定の面積を確保でき、子育て支援センターとして必要な機能を一体的に継続できる。
- イ サイエンスホール 250 に加え、管理室Aや青少年課事務室の一部を活用することで、親子の利用スペースだけでなく、ファミリー・サポート・センター事業やほっとタイムサポーター事業の受付、職員の執務等に必要な場所を確保できる。
- ウ 現在のアミューあつぎから近距離にあるため、利用者の移転に伴う混乱や利便性への影響を最小限に抑えることができる。
- エ 既存の市有施設を活用することにより、新たな施設を確保することなく、リニューアル工事期間中の一時的な運営場所として必要な機能を確保できる。

【参考】 ※事務室等を除く

建物名	厚木シティプラザ	アミューあつぎ
場所	サイエンスホール 250	子育て支援センターサロン室
広さ	267 m ²	355 m ²

(2) 託児室「わたぐも」

- ア 託児室「わたぐも」は、中心市街地活性化を目的として整備されたアミューあつぎにおいて、こどもを一時的に預けることにより、施設周辺での買い物や市民交流プラザでのサークル活動、講座等への参加を可能とする機能を有しており、他の場所では同様の利便性を確保することが難しい。
- イ あつぎ市民交流プラザ内に移転することで、託児サービスと市民交流プラザの利用との連携を維持しながら、一定の面積を確保し、継続してサービスを提供することができる。
- ウ あつぎ市民交流プラザ内での移転となるため、利用者にとって場所の変更がわかりやすく、移転に伴う混乱や利便性への影響を最小限に抑えることができる。

【参考】 ※事務室等を除く

建物名	アミューあつぎ	アミューあつぎ
場所	ルーム 702	託児室「わたぐも」
広さ	91 m ²	127 m ²

4 課題及び対応

(1) サイエンスホール 250 の一般利用停止

サイエンスホール 250 は、子ども科学館条例に基づき、市民等から使用料を徴取して貸館を行っている施設であるが、令和9年9月から子育て支援センターの運営場所として使用するため、移転期間中は一般利用を停止する必要がある。

そのため、令和9年度の貸館予約については、関係課を通して予約している利用団体もあることから、利用停止について政策決定後直ちに周知を図る。

(2) 利用者への周知

一時移転に伴う利用者及び関係者の混乱を防ぐため、移転時期、場所、利用方法等について、広報あつぎ、市ホームページ、SNS等を活用し、早期かつ分かりやすく周知する。

(3) 利用人数等の制限

一時移転先は、現在の施設と比較して利用スペースが限られることから、乳幼児の安全な利用環境を確保するため、子育て支援センターについては利用対象者を市内在住者に限定するとともに、利用人数を制限する。

また、託児室「わたぐも」についても、安全にサービスを提供できるよう、保育所の設置基準を参考として利用人数を制限する。

(4) 乳幼児の利用環境の整備

一時移転先においても、乳幼児が安全かつ安心して過ごせる環境を確保するため、クッション性のあるマット、乳幼児用補助便座等の必要な設備を整備する。

5 移転費用(概算)

(1) 子育て支援センター

ア 電話機移設手数料	2,400 千円	}	計 5,830 千円
イ 庁内LAN移設手数料	2,430 千円		
ウ 物品借上料	700 千円		
エ 移転用消耗品	300 千円		

(2) 託児室「わたぐも」

ア 移転用消耗品等	200 千円	}	計 347 千円
イ 電話回線移設手数料	147 千円		

6 今後のスケジュール(子育て支援センター)

期間	内容
令和9年7月	一時移転準備
令和9年9月	サイエンスホール 250 の一般利用を停止、 一時移転先での支援業務実施
令和 10 年1月	新たな複合施設供用開始
令和 10 年3月以降	リニューアル完了後の本移転準備
令和 10 年6月末(予定)	一時移転終了